

別表3 (第1の2関係)

所得税法施行令第6条 1～3号、7号に掲げる資産		交付対象 ①対象施設 ②対象業種	構造又は用途	細目
第1号	建物及び附属設備(冷暖房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に付属する設備)	①特定業務施設、 製造・事業施設 ②全業種	(全て)	(全て)
第2号	構築物(ドッグ、橋、岸壁、棧橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物)			
第3号	機械及び装置			
所得税法施行令第6条第7号に掲げる資産で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に列記されるもののうち、下記のもの				
第7号	工具	①製造・事業施設 ②製造業	測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む)	(全て)
			治具及び取付工具	(全て)
			ロール	金属圧延用のもの
				なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの
			型(型枠を含む)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成形用金型及び鑄造金型
	その他のもの			
切削工具	(全て)			
器具及び備品(観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む)	①製造・事業施設 ②ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業・機械設計業	事務機器及び通信機器	電子計算機	
	①製造・事業施設 ②コンタクトセンター		電子計算機 電話設備その他の通信機器	
	①特定業務施設 ②全業種		電子計算機 複写機 電話設備その他の通信機器	